平成２３年（フ）第１６３号
愛知県一宮市開明字洗心33番地５
債務者　鶴田喜一郎
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２３年（フ）第２５８号
愛知県岡崎市赤渋町字下池６番地　サンハイツ下池205、旧住所愛知県岡崎市城南町３丁目４番地６　サープラスワン城南202
債務者　外井　優子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第５２３号
京都市下京区西新屋敷中之町111　彌榮自動車株式会社島原社宅、住民票上の住所京都市右京区太秦御所ノ内町７番地　藤ハイツ３―D
債務者　奥田　義次
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第５６６号
京都府八幡市八幡三本橋33番地の２　第２千寿ビル106号
債務者　西村世志子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第６０６号
京都市西京区樫原久保町10番地３　ハイツ雪202
債務者　小笠原滋美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第６３７号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１30棟1104号
債務者　岩松　美樹（債務発生時の姓郡）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第６４１号
京都府八幡市内里東山川１番地
債務者　和歌　純子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第２２４号
堺市堺区今池町２丁10番21号
債務者　沢田　浩巳
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第３３２号
大阪府羽曳野市伊賀６丁目８番２号
債務者　黒木　文代
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第４０２号
堺市美原区丹上395番地３
債務者　岩下眞由美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第４３３号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地　福富園201、前住所大阪市住之江区西住之江３丁目13番20号西住之江ハイツ201
債務者　宮井由美子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第５００号
大阪府松原市天美西１丁目７番32号
債務者　谷本　　理
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第５６４号
大阪府羽曳野市古市３丁目１番23号
債務者　石井　直美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第５７７号
堺市北区新金岡町２丁６番２―203号
債務者　八尾冨美枝
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第５８２号
堺市東区菩提町１丁219番地
債務者　栗山　久吉
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第５９８号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅17棟408号
債務者　石橋　眞弓
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第６０９号
堺市堺区三宝町３丁193番地　レジデンス・ドゥ・セリバセレストゥ407号
債務者　荒木　英二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係